

法 規 的 告 示

○内閣府告示第七十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第四号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年十二月十五日総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月一日  
内閣総理大臣 高市 早苗

○金融庁告示第四十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日  
金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改 正 後                                                                                                                                                           | 改 正 前                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| （金融商品取引業者等）<br><b>第一条</b> 金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。<br>「二、六十八 略」<br>「号を削る。」<br>六十九、百十五 「略」 | （金融商品取引業者等）<br><b>第一条</b> 「同上」<br>「二、六十八 同上」<br>六十九、百十五「ユニゾ不動産株式会社」<br>七十、百十六 「同上」 |
| 備考 表中の「 」の記載は注記である。                                                                                                                                             |                                                                                    |

○厚生労働省告示第二百五十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月一日  
厚生労働大臣 上野賢一郎  
（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後                                                                           | 改 正 前                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水と物及び | 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水と物及び |

それらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水と物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏A Sを除く。）とする。

一、九十一 「略」  
九十二 ラメルテオン  
九十三、九十七 「略」

それらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水と物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏A Sを除く。）とする。

一、九十一 「略」  
（新設）  
九十二、九十六 「略」

○農林水産省告示第八百六十九号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千七七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の規定に基づく農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日  
農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後                                                                          | 改 正 前                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和九年七月三十一日までとする。 | 漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和八年七月三十一日までとする。 |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八百七十号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和八年七月一日  
農林水産大臣 鈴木 憲和

一 制限措置の内容

- （一）許可をすべき水産動植物の総量  
にはんうなぎ 21.7トン  
にはんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン

（二）養殖場の総面積

3平方メートル以上

（三）養殖場の数

にはんうなぎ 439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 399

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場 40

にはんうなぎ以外の種のうなぎ 103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 74

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 29

二 許可を申請すべき期間

令和8年7月1日から同年9月30日まで

三 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年11月1日から令和9年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

- (一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場
- 1 農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。
- 2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一(一)の水産動植物の総量又は一(三)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、一1の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。
- 当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と一1の申請に係る許可の数量の合計が一(一)の水産動植物の総量に、又は一(三)の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。
- この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。
- (二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場
- 一1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。
- この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。
- 備考
- 1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ

- 21.7トン（一(一)に定めるにほんうなぎの総量）及び439（一(三)に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン（一(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び103（一(三)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。
- 一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。
- 二 前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。
- 三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 五 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第6条第1項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを3年間保存しなければならない。

その他告示

○宮内庁告示第七号

令和九年歌会始お題「旅」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

永田 和宏  
秋山 佐和子  
今野 寿美  
栗木 京子  
大辻 隆弘

令和八年七月一日

宮内庁長官 黒田武一郎

○金融庁告示第四十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称及び住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官 伊藤 豊

- 一 特定社会基盤事業の種類
- 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

○法務省告示第五十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

法務大臣 平口 洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改 正 後                                                                        | 改 正 前                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <div>〔略〕</div> <div>高知地方法務局安芸支局</div> <div>高知地方法務局四万十支局</div> <div>〔略〕</div> | <div>〔同上〕</div> <div>高知地方法務局安芸支局</div> <div>〔同上〕</div> |
| 備考 表中の〔 〕の記載は注記である。                                                          |                                                        |

附 則

この告示は、告示の日から効力を生ずる。